

答 申 第 3 1 0 号
平成 2 2 年 1 月 2 8 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委 員 長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日付け建第 1 6 1 1 号一 1 による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第 4 0 4 号

平成 2 0 年 1 1 月 2 0 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日付け建第 1 1 2 4 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第11条の規定により行った、存否応答拒否による不開示決定については、これを取り消すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成20年10月16日付け建第1124号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 行政文書が存在するのに不開示とは納得がいかない。部分開示もできないのはどうしてなのか。
- (2) 平成19年3月30日に、建築基準法に基づく構造上の安全を確認したという〇〇〇〇〇からの報告書について、県職員3名と〇〇〇〇〇4名から説明を受け、その報告書を渡すからと、情報公開・個人情報センターへ案内されたが、書類まで書かせて「渡せない」と言われた。
- (3) 施主はどこに欠陥があるか知ろうともしない。家族の私が13年以上も訴えている。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成20年9月16日付けで、「H19年3月30日建築基準法第12条第5項による報告書（〇〇〇〇〇）のすべて 構造耐力と布基礎上段筋の欠損について。」（以下「本件請求内容欄の記載」という。）の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、開示請求された行政文書の存否について回答することにより、不開示情報を開示することになると判断し、本件決定を行った。

2 本件決定を行った理由について

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第5項による報告は、一般的な報告を請求する権利を特定行政庁等に与えたものであり、無確認で着工した場合、確認を受けて着工しても確認の内容と異なる状況が形成されようとしている場合等に、関係者に報告を求め、無確認で着工した場合には補完的で追認的な事後の報告を提出させたり、軽度の工事計画の変更の場合には確認の取直しまでさせずに報告を提出させることに

より、確認の変更として処理すること等が期待されている。

- (2) 開示請求された行政文書の存否を答えることは、建築主の財産である建築物に関して法第 12 条第 5 項の規定により、特定行政庁等が報告を求める必要があったかどうかを明らかにすることであり、そのことは当該建築物に無確認で着工した等の評価を与えるおそれがあることから、条例第 8 条第 2 号本文に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 11 条の規定により、当該文書の存否を答えることはできないと判断したものである。
- (3) 条例第 11 条の規定による存否応答拒否は、通常、個人名を特定した請求に対してなされることを想定しているようであるが、本件請求の場合は、個人の氏名が記載されていなくても、異議申立人が実施機関に何度も電話をかけてきて、本件請求について話をしていたことから、特定の個人の住宅に関する報告書の開示を求めていることが分かった。
- (4) 実施機関が、特定の個人の住宅に関して法第 12 条第 5 項の報告を求めたことが明らかにすることは、当該住宅が法に抵触している等の風評により、建築主の権利利益を侵害する恐れがある。

よって、建築主本人以外の者からの行政文書開示請求に対して、法第 12 条第 5 項の報告書の存否を答えるべきではないと判断した。

第 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成 20 年 11 月 20 日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

2 条例第 11 条該当性について

- (1) 特定の個人名を挙げた開示請求ではないにもかかわらず、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで本件決定を行ったことについて

ア 実施機関は、本件請求は特定の個人名を挙げた開示請求ではないものの、異議申立人からの複数回にわたる架電にて、特定の個人の建築物に係る報告書の開示を求めていることが分かったことから、開示請求された行政文書の存否を答えることは、条例第 8 条第 2 号に規定する不開示情報である個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別するものを開示することとなり、条例第 11 条の規定により、当該文書の存否を答えることはできないと主張する。

イ この点につき、本来、開示請求に係る行政文書の特定は、行政文書を特定できる程度に具体的に記載された行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄の記載により行うものであり、異議申立人から複数回あったという架電の内容は不明であるものの、本件請求内容欄の記載から、特定の個人の建築物に係る報告書の開示を求めている

と判断することは困難であり、開示請求された行政文書の存否を答えることは、条例第8条第2号に規定する不開示情報である個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを開示するということにはならない。

- (2) 法第12条第5項による報告を求める必要があったかどうかを明らかにすることは、不開示情報を開示することになることについて

ア 実施機関は、法第12条第5項による報告は、無確認で着工した場合、確認を受けて着工しても確認の内容と異なる状況が形成されようとしている場合等に、関係者に報告を求めるものであり、開示請求された行政文書の存否を答えることは、特定行政庁等が、建築主の財産である当該建築物に無確認で着工した等の評価を与えるおそれがあることから、建築主が特定されない場合であっても、条例第8条第2号に規定する不開示情報である特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを開示することとなり、条例第11条の規定により、当該文書の存否を答えることはできないと主張する。

イ この点につき、法第12条第5項の規定に、報告を求めるべき建築物等に関する具体的例示等は記載されておらず、同項による報告が一般的に無確認で着工した建築物等に対して求められるものであるとしても、報告の有無を明らかにすることが、その建築物の価値を毀損するような評価を与えるとする実施機関の主張を是認することまではできず、開示請求された行政文書の存否を答えることは、条例第8条第2号に規定する不開示情報である特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを開示するということにはならない。

3 異議申立人のその余の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり実施機関は、条例第11条の規定により行った、存否応答拒否による不開示決定については、これを取り消すべきである。

5 附言

本件建築物に係る情報が記載された行政文書を異議申立人に閲覧させたにもかかわらず、写しの交付を拒むという実施機関の対応は不適切なものであったといわざるを得ない。

より適切な対応を望むものである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 12. 10	諮問書の受理
21. 1. 21	実施機関の理由説明書の受理
21. 2. 17	異議申立人の意見書の受理
21. 12. 1	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 12. 22	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務 代理者

(五十音順：平成21年12月22日現在)